



鳥取県公報

平成18年 5月12日(金)
号外第90号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (61) (福祉保健課) 1

———公布された規則のあらまし———

生活保護法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

生活保護の申請者、保護施設、医療機関等の負担の軽減及び事務処理の効率化を図るため、生活保護の実施に係る申請等の手続を見直す。

2 規則の概要

(1) 福祉事務所長が備え付け、又は発出する書類について、介護券交付処理簿を加える等所要の改正を行う。

(2) 生活保護の申請者、保護施設、医療機関等が県に提出する書類について、入院承認申請書を削る等所要の改正を行う。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

施行期日は、公布の日とする。

所要の経過措置を講じる。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第61号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第1条 生活保護法施行細則(昭和28年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この

条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(備付書類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 医療券交付処理簿(様式第10号)</u></p> <p><u>(6) 介護券交付処理簿(様式第11号)</u></p> <p>(通知)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 被保護者が、その居住地を他の福祉事務所長の所管区域内に移転したときは、旧居住地の福祉事務所長は、<u>速やかに必要な決定を行い、様式第12号の書面により新居住地の福祉事務所長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の書面には、前条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる書類その他保護の実施を決定する上で必要と認められる書類のうち最小限のもの</u>の写しを添付するものとする。</p> <p><u>(申請書)</u></p> <p>第4条 省令第2条第1項の書面は<u>様式第13号又は様式第14号、同条第3項の書面は様式第15号によるものとする。</u></p> <p>2 前項の書面には、<u>省令第2条第2項に定めるもの</u>のほか、次に掲げる書類のうち、福祉事務所長が必要と認めるものを添付するものとする。</p> <p>(1) 給与証明書(様式第16号)</p> <p>(2) <u>住宅補修計画書(様式第17号)</u></p>	<p>(備付書類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 不服申立処理簿(様式第10号)</u></p> <p><u>(6) 医療券交付処理簿(様式第11号)</u></p> <p><u>(7) 初診券交付処理簿(様式第12号)</u></p> <p><u>(8) 助産券交付処理簿(様式第13号)</u></p> <p>(通知)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 被保護者が、その居住地を他の福祉事務所長の所管区域内に移転したときは、旧居住地の福祉事務所長は、<u>すみやかに必要な決定を行い、様式第14号の書面により新居住地の福祉事務所長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(申請者)</u></p> <p>第4条 省令第2条第1項の書面は、<u>様式第15号又は第16号、同条第2項の書面は、様式第17号による。</u></p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる書類のうち、福祉事務所長が必要と認めるものを添付するものとする。</p> <p>(1) 給与証明書(様式第18号)</p> <p>(2) <u>家屋補修計画書(様式第19号)</u></p>

(3) 生業計画書 (様式第18号)

(決定通知書等)

第5条 法第24条第1項 (同条第5項において準用する場合を含む。) 及び第25条第2項の書面 (以下この条において「決定通知書等」という。) のうち、保護決定又は保護変更に係るものは、様式第19号によるものとする。

2及び3 略

(扶養照会書)

第6条 福祉事務所長が法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務について照会するときは、扶養照会書 (様式第20号) により行うものとする。

(検診命令書、検診書及び検診料請求書)

第7条 福祉事務所長は、法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、要保護者に対して検診命令書 (様式第21号)、検診書 (様式第22号) 及び検診料請求書 (様式第23号) を交付するものとする。

(調査依頼書)

第8条 福祉事務所長が法第29条による調査の囑託を行うときは、調査依頼書 (様式第24号) によるものとする。

(入所等依頼書)

第9条 福祉事務所長は、法第30条第1項ただし書の

(3) 生業計画書 (様式第20号)

3 要保護者が入院、看護、輸血又は歯科補綴を必要とする場合において、保護の申請権者が福祉事務所長に入院、看護、輸血又は歯科補綴の承認を申請するときは、様式第21号、第22号、第23号又は第24号の書面によるものとする。

(決定通知書)

第5条 法第24条第1項 (同条第5項において準用する場合を含む。) 及び第25条第2項の書面 (以下この条において「決定通知書等」という。) のうち、保護決定又は保護変更に係るものは、様式第25号によるものとする。ただし、医療扶助による医療の現物給付の決定の通知は、様式第28号の医療券・調剤券に記載してこれを行うものとする。

2及び3 略

4 前条第3項による申請を受理した福祉事務所長が承認又は不承認の決定を申請者に通知するときは、輸血については様式第29号、歯科補綴については様式第30号の書面により通知し、入院については様式第28号の医療券に記載交付し、看護については様式第31号の看護券を交付し通知にかえるものとする。

(扶養照会書)

第6条 法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務について照会するときは、様式第32号の扶養照会書により行うものとする。

(入所等依頼書)

第7条 法第30条第1項ただし書の規定により被保護

規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、その施設の長又は私人に対して入所等依頼書（様式第25号）を発行するものとする。

（保護金品の支給方法）

第10条 福祉事務所長は、法第19条第7項の規定により被保護者等に対する保護金品の交付を町村長に依頼して行う場合においては、当該町村長に対し、当該交付の日の3日前までに生活保護費支給明細書（様式第26号）2部を送付するとともに、当該交付に要する資金を交付するものとする。

者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、その施設の長又は私人に対して様式第33号の入所等依頼書を発行しなければならない。

（保護金品の支給方法）

第8条 市町村長は、被保護者等に対して保護金品を交付する場合においては、当該被保護者等から様式第25号の保護決定通知書の提示をもとめなければならない。

2 福祉事務所長は、法第19条第7項の規定により、被保護者等に対する保護金品の交付を町村長に依頼して行う場合においては、指定された交付日の3日前までに様式第35号による生活保護費支給明細書2部を送付するとともに、これが交付に要する資金を当該町村長に交付しなければならない。

（初診券）

第9条 福祉事務所長は、医療扶助の申請があったとき又は医療扶助を必要とする者があると認めるときは、様式第36号の初診券を交付するものとする。

（医療券等）

第10条 医療扶助の現物給付は、様式第28号の医療券又は様式第31号の看護券を用い、出産扶助の現物給付は様式第37号の助産券を用いて行うものとする。

（町村長の協力義務）

第11条 福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）が法第24条第6項の規定により保護に関し参考となるべき事項を記載する書面は様式第38号による。

2 町村長は、その管内にある被保護者につき様式第39号の被保護世帯票を作成し、且つ、整理しておかななければならない。

3 町村長は、第2条第1項第5号及び第2項第1号の書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかななければならない。

4 町村長は、その管内にある被保護者につきその状況の変動を認めた場合には、すみやかに様式第40号

(保護施設設置届書等)

第11条 法第40条第2項の規定による届出は、保護施設設置届書(様式第27号)によらなければならない。

2 法第41条第2項の規定による申請書は、保護施設設置認可申請書(様式第28号)によらなければならない。

(保護施設変更認可申請書)

第12条 法第41条第5項の規定による申請は、保護施設変更認可申請書(様式第29号)によらなければならない。

(保護施設事業開始届書等)

第13条 保護施設が事業を開始したときは、当該施設の管理者は、保護施設事業開始届書(様式第30号)により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の保護施設事業開始届書には、保護施設台帳(様式第31号)及び法第46条の規定による管理規程を添付しなければならない。

の被保護者状況変動報告書を所管の福祉事務所に提出しなければならない。

5 町村長は、法第19条第7項の規定により、被保護者等に対する保護金品の交付を行う場合においては、指定された交付日に当該被保護者等から様式第25号の保護決定通知書の提示を求め、これと照合のうえ、支給明細書に従って保護金品を交付し、交付完了後5日以内に当該被保護者等の受領印のある支給明細書を添えて様式第41号による生活保護費交付金精算書を所管の福祉事務所に提出しなければならない。

(保護施設設置届書等)

第12条 法第40条第2項の規定による届出は、様式第42号の保護施設設置届書によらなければならない。

2 法第41条第2項の規定による申請書は、様式第43号の保護施設設置認可申請書によらなければならない。

(保護施設変更届書等)

第13条 市町村又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項に該当する事項を変更したときは、様式第44号の保護施設変更届書により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

2 法第41条第5項の規定による申請は、様式第45号の保護施設変更認可申請書によらなければならない。

(保護施設事業開始届書等)

第14条 保護施設が事業を開始したときは、当該施設の管理者は、様式第46号保護施設事業開始届書により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の保護施設事業開始届書には、様式第47号の保護施設入所者及び利用者状況調査書、様式第48号の保護施設台帳及び法第46条の規定による管理規程を添付しなければならない。

(保護施設業務報告)

第15条 保護施設の管理者は、次に掲げる書類をそれぞれ当該各号の右欄に定める期日までに知事に提出

(改善命令等による措置結果報告書)

第14条 市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人又は日本赤十字社は、法第45条第1項又は第2項の規定によって保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは廃止を命ぜられ又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、これに基づいてとった措置について措置結果報告書(様式第32号)をその処分を受けた日から30日以内に知事に提出しなければならない。

(被保護者状況変動報告書)

第15条 法第48条第4項の規定による届出は、被保護者状況変動報告書(様式第33号)によらなければならない。

(保護施設休止報告書等)

第16条 省令第7条及び第8条の規定による報告又は通知は、保護施設廃止(事業縮少、休止)報告(通知)書(様式第34号)によらなければならない。

2 法第42条の規定による認可の申請は、保護施設廃止(休止)認可申請書(様式第35号)によらなければならない。

しなければならない。

(1) 前月分保護実施状況報告(様式第49号)毎月7日

(2) 前3箇月分事業実施状況報告(様式第50号)毎年4、7、10、1月の各7日

(3) 翌年度予算書 毎年2月10日

(改善命令等による措置結果報告書)

第16条 市町村若しくは地方独立行政法人又は社会福祉法人は、法第45条第1項又は第2項の規定によって保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは廃止を命ぜられ又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、これに基づいてとった措置について様式第51号の措置結果報告書をその処分を受けた日から30日以内に知事に提出しなければならない。

(被保護者状況変動報告書)

第17条 法第48条第4項の規定による届出は、様式第52号の被保護者状況変動報告書によらなければならない。

(保護施設休止報告書等)

第18条 省令第7条及び第8条の規定による報告又は通知は、様式第53号の保護施設廃止(事業縮少、休止)報告(通知)書を、その廃止(事業縮少、休止)後30日以内に知事又は市町村長に提出しなければならない。

2 法第42条の規定による認可の申請は、様式第54号の保護施設廃止(休止)認可申請書によらなければならない。

(医療機関等の指定申請書)

第19条 省令第10条第1項の規定による申請書は、様式第55号によらなければならない。

(不服申立書)

第20条 政令第3条の不服申立書は、様式第56号によらなければならない。

(戸籍謄本発行依頼書)

第21条 福祉事務所長は、戸籍謄本の発行を依頼するときは、様式第57号の書面によるものとする。

(保護の届出)

第22条 法第19条第6項の規定により町村長が職権をもって保護したときは、所管の福祉事務所長に届出なければならない。

2 前項の届出は、様式第58号によらなければならない。

(保護費負担金概算交付請求書)

第23条 福祉事務所を管理する市町村長（以下「市町村長」という。）は、各年度の各四半期ごとに、様式第59号の生活保護費国庫負担金概算交付請求書を2部作成し、毎四半期の始期の前々月20日（第1・四半期分については2月10日とする。）までに、これを知事に提出しなければならない。

(補助金交付申請書)

第24条 市町村又は社会福祉法人は、保護施設の設備費に関する国又は県の補助金の交付を受けようとするときは、様式第60号又は第60号の2の保護施設設備計画書2部及び当該計画に関する歳入歳出予算抄本又は歳入歳出予算案を添付して毎年3月31日までに様式第61号による保護施設補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(繰替支弁)

第25条 市町村は、法第72条の規定による繰替支弁をしたときは、支出した月の翌月末までに様式第62号の生活保護費繰替支弁金計算書及び支出に関する証ひょう書類の写を添付して当該都道府県又は市町村にその費用の弁償を請求しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による弁償の請求を受けたときは、その請求を受けた日から30日以内にこれを弁償しなければならない。

(県の負担)

第26条 市町村は、生活保護法第73条第1項第1号及び第2号の規定による保護費、保護施設事務費及び委託事務費を支弁したときは、様式第63号による保護費負担金交付申請書、様式第64号による保護施設事務費及び委託事務費県費負担金交付申請書を作成し、当該被保護者に関する第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する書類の写を添付し各四半

期分についてその四半期終期の翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(保護費負担金精算)

第27条 市町村長は、様式第65号の生活保護費負担金精算書2部を作成し、当該年度の市町村歳入歳出決算抄本を添付して翌年の6月10日までに知事に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、様式第66号の生活保護費負担金精算調書2部を作成し、翌年の6月10日までに知事に提出しなければならない。

3 市町村長は、保護費負担金精算の結果、生活保護費国庫負担金概算交付額に過剰額を生じた場合は、返納通知に基いて過剰額を国庫に返納するとともに、様式第67号による生活保護費精算過剰額返納報告書を作成し、納入完了後5日以内に知事に提出しなければならない。

4 市町村長は、保護費負担金精算の結果、生活保護費国庫負担金概算交付額に不足を生じた場合は、その不足額につき様式第68号による生活保護費国庫負担金精算不足額交付請求書を作成し、翌年6月20日までに知事に提出しなければならない。

(保護施設事務費精算書)

第28条 保護施設の管理者は、様式第69号の保護施設事務費精算書2部を作成し、様式第70号の施設事業実施調書、様式第71号の施設事務費支出調書及び当該年度の歳入歳出決算抄本を添付して、翌年の6月10日までに知事に提出しなければならない。

(保護施設設備費補助金精算書)

第29条 市町村又は社会福祉法人は、保護施設設備費に関する補助金交付の指令を受けた施設がその設備を完了したときは、様式第72号の保護施設設備費補助金精算書をそれぞれ2部作成し、工事に関する証ひょう書類の写を添付して、その設備が完了した日から30日以内に知事に提出しなければならない。

(納付書)

第30条 省令第23条の規定によって納付義務者に送達する書面は、様式第73号の納付通知書によらなければならない。

(経理状況調)

第31条 市町村長は、毎月様式第74号及び第74号の2の経理状況調を作成し、翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(市町村長等への準用)

第32条 第2条、第3条、第4条第2項、第3項、第9条、第21条及び第27条第2項の規定は、市町村長に、第23条及び第31条の規定は、福祉事務所に、第25条の規定は、福祉事務所に準用する。

(経由)

第33条 社会福祉法人が設置する保護施設について、その設置者又はその施設の長が法又はこれに基づく命令等により、厚生労働大臣へ提出すべき書類は、知事を經由しなければならない。

(認可)

第34条 福祉事務所長又は市町村長は、保護事務実施の状況により必要があるときは、あらかじめ、知事の認可を受けて、この規則に定める様式と異なるものを用いることができる。

第2条 生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第2条関係)」に改める。

様式第1号の表面を次のように改める。

(表)

面接記録票

面接年月日	年 月 日	面接者氏名	
同席者			
相談者氏名		要保護者との続柄	
要保護者氏名		住所	
世帯構成			
相談内容	生活保護・身体障害・知的障害・精神障害・老人・介護・児童・母子(寡婦)・各種施設入所・各種年金・各種手当・資金貸付・医療・その他		
(相談要旨)			

処理結果	相談助言のみ・他機関 () 紹介、連絡・生活保護申請・その他
面接者所見	

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第2条関係)」に改める。

様式第2号の表面を次のように改める。

(表)

保 護 台 帳

ケース 番号	
-----------	--

世帯主 氏名						居住地 所在地					
本籍地						居住の 始期	年 月 日				
氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	心身の状況	職 業				
							特殊技能	現 職			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
資産 の 調	区 分	内容及び見 積 額			処 分 の 可 否	負 債 の 調	種 類	金 額	契約の内容		
	土 地 家 屋 そ の 他										
住居 の 状 況	自家借家 (間)の別	規 模	模 造	建 坪	畳 数	別 数	衛 生 状 態	水 道 設 備	電 灯 数	貸間の有無及びそ の広さ	
							良 不良	有 無	W 個 W 個 W 個		

様式第4号から様式第7号までを次のように改める。

様式第4号(第2条関係)

(両面)

保 護 費 支 給 台 帳

地区

ケース

世帯主名

住所

期間 年 月 日から 年 月 日まで

支 給 年 月 日	生 活 扶 助	住 宅 扶 助	教 育 扶 助	一 時 扶 助	合 計	備 考
	円	円	円	円	円	

様式第5号 (第2条関係)

(両面)

ケ ー ス 記 録 票

様式第6号 (第2条関係)

(両面)

受 付 簿

受付番号	受付年月日	来訪者氏名	要保護者氏名	居 住 地

様式第7号 (第2条関係)

(両面)

ケ ー ス 番 号 索 引 簿

氏 名	ケ ー ス 番 号	居 住 地	備 考

様式第8号中「様式第8号」を「様式第8号(第2条関係)」に改める。

様式第9号中「様式第9号」を「様式第9号(第2条関係)」に改める。

様式第10号を削り、様式第11号を様式第10号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第11号(第2条関係)

介 護 券 交 付 処 理 簿

(年 月分)

受給者 番 号	交 付 年 月 日	受 給 月	世帯員 番 号	保 険 者 番 号	被 保 険 者 番 号	受 給 者 氏 名	住 所	介 護 機 関 名	介 護 機 関 コー ド	サー ビス 種 類	単 併	有 効 期 間	本 人 支 払 額	交 付 吏 員 印	備 考

様式第12号を次のように改める。

様式第12号(第3条関係)

番 号
年 月 日

福祉事務所長 印

様

要保護者の転出について

下記の者は、当事務所管内において生活保護法による保護を実施しておりましたが、貴管内に転出したので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 転出者の住所及び氏名

氏 名

現 住 所

転 出 先

2 転出者の世帯の状況

世帯の状況	家 族 構 成 (氏 名)		職 業	収 入 の 状 況 (仕送資産等を含む。)
	1		歳	
	2			
	3			
	4			
	5			

3 福祉事務所において受けていた保護の種類、程度、方法及び期間

保 護 の 種 類	保 護 の 程 度 ・ 方 法			
	生 活 扶 助	住 宅 扶 助	教 育 扶 助	そ の 他
生 活 保 護 法	円	円	円	円
	年 月 日 から	年 月 日 まで		

4 転出の理由、保護の経過及び参考意見

様式第13号及び様式第14号を削り、様式第15号中「様式第15号」を「様式第15号 (第4条関係)」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第13号の別添3を次のように改める。

別添3

同 意 書

福祉事務所長 様

私の保護の決定又は実施のために必要があるときは、保護の申請から却下又は廃止までの間の私又は私の扶養義務者の資産及び収入並びに保護の決定又は実施のために必要なその他の状況につき、貴福祉事務所が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えてまいります。

年 月 日

住 所
氏 名 印

様式第16号中「様式第16号」を「様式第16号（第4条関係）」に改め、
 「1 資産申告書 2 収入申告書を添えて 及び 3 同意書」

「昭和」を削り、同様式を様式第14号とする。

様式第14号中注意事項を削る。

様式第17号中「様式第17号」を「様式第17号（第4条関係）」に、「上記」を「下記」に改め、「昭和」を削り、同様式を様式第15号とする。

様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第16号（第4条関係）

給 与 証 明 書
年 月 日

住 所
事業主（雇主） 印

福祉事務所長 様

次のとおり証明します。

氏 名		(歳)		職名及び 職務内容	
居住地					
区分		次回支給見込	前 3 月 分		
		月分	月分	月分	月分
勤務（就労）日数		日	日	日	日
給 与 額	基 本 給				
	日 給 (日 分)				
	家 族 手 当 (人)				
	地 域 手 当 手 当				

	時間外手当				
	賞 与				
	小計 (イ)				
控 除 額	所 得 税				
	市町村民税				
	健康保険料				
	厚生年金保険料				
	雇用保険料				
	労働組合費				
	小計 (ロ)				
差引支給 (イ) - (ロ)					
認 定					

様式第19号中「様式第19号」を「様式第19号 (第4条関係)」に、「家屋補修計画書」を「住宅補修計画書」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第20号中「様式第20号」を「様式第20号 (第4条関係)」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第21号から様式第24号までを削り、様式第25号を様式第19号とする。

様式第26号から様式第31号までを削る。

様式第32号中「(住所)」を削り、同様式を様式第20号とする。

様式第20号の別紙を次のように改める。

(別紙)

扶 養 届 書

年 月 日

福祉事務所長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

先に照会のあった _____ に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

精神的な支援...対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことを言います。

精神的な援助の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
具体的な支援の内容 及び頻度	緊急時連絡先 (電話番号 - -)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可
扶養の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
援助の方法・程度	金銭により毎月 (年) _____ 円送金する。 物品により毎月 (年) _____ を _____ 程度送付する。 氏名 _____ を引き取る。 その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成、収入等の状況					
氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	勤 務 先	平均月収入
	本人				円
					円
					円
					円
					円
上記のうち _____ についての 税法上の扶養控除を受けている者の氏名 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)					
(2) 資産の状況	有・無	家屋 m ² (坪)	宅 地 m ² (坪)		
		田畑 m ² (坪)	山林等 m ² (坪)		
(3) 負債の状況	有・無	負 債 の 内 容	返 済 月 (年) 額	返 済 の 終 了 予 定	
		住宅ローン	円		
		その他 ()			
(4) 健康保険等の加入状況		国民健康保険	健康保険	共済 ()	その他 ()
上記で国民健康保険以外に加入している場合、 _____ については、被扶養者として 認定されている 認定されていない 認定手続をとるつもり					

(記入上の注意)

- 1 該当するものを で囲み、必要事項を記入してください。
- 2 平均月収入は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 3 収入及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、負債の返済予定を示した書面の写し等その状況が明らかになる書類を添付してください。

様式第20号の次に次の4様式を加える。

様式第21号 (第7条関係)

検 診 命 令 書

番 号
年 月 日

検診を受ける者の居住地及び氏名

福祉事務所長 印

次のとおり検診を受けることを命ずる。

1 検診を受ける日時 月 日 午前 時
午後

2 検診を受ける場所

3 検診を受ける医療機関の名称、
所在地及び担当医師等氏名

4 検診を受ける理由

注

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。
- 3 この検診を受けないと、生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止、若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談してください。

様式第22号 (第7条関係)

検 診 書

年	月	日	交付
交付第			号

年 月 日

福祉事務所長 様

医療機関の所在地
及び名称 (所) 長
担 当 医 師 印

検診を受ける者の

居住地及び氏名 (歳 男 ・ 女)

上記の者に対する検診結果は、下記のとおりです。

記

- 1 傷病名
- 2 病状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見
- 4 稼働の可否に対する意見
- 5 その他

注 この検診書は、福祉事務所長あて直接送付してください。

様式第23号 (第7条関係)

検 診 料 請 求 書

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">日交付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付第</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">号</td> </tr> </table>	年	月	日交付	交付第	号		
年	月	日交付					
交付第	号						
福祉事務所長 様							
年 月 日							
医療機関の所在地							
名 称							
医療機関の長又は開設者氏名							
印							
下記のとおり請求します。 記							
受診者氏名		居住地					
請 求 額	診 察 料	点	(検査名等)				
	料	点					
	料	点					
	合 計			円			
上記の金額を 銀行 店の 預金口座 No. へ振り込んでください。							
印							
本書請求のとおり相違ないことを確認します。							
社会福祉主事 印							

注 この請求書により 福祉事務所あてに請求してください。

様式第24号 (第8条関係)

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長 印

生活保護法第29条の規定に基づく調査について (依頼)

保護の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので、念のため申し添えます。

記

(参考) 生活保護法第29条

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

様式第33号中「様式第33号」を「様式第33号 (第9条関係)」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第25号の次に次の4様式を加える。

様式第26号 (第10条関係)

町村 月分生活保護費支給明細書 (金 円也 外 名渡)										
ケース番号	世帯主氏名	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	一時扶助費	扶助	合 計	支給月日	受領印	摘 要
		円	円	円	円	円	円	月 日		

様式第27号 (第11条関係)

保護施設設置届書

職 氏 名 様

生活保護法による保護施設を設置するので、同法第40条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
 ふりがな
 届出者 名 称
 代表者職氏名
 電話番号

印

施 設	名 称	
	種 類	
	所在地	
設置主体	氏名又は名称及び住所	
経営主体	氏名又は名称及び住所	
施設長名		
設置年月日		
事業開始年月日		
取扱定員		
建物面積		
構造		
敷地面積		
摘要		

様式第28号 (第11条関係)

保護施設設置認可申請書

職 氏 名 様

生活保護法による保護施設の設置の認可を受けたいので、同法第41条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
ふりがな
申請者 名 称
代表者職氏名
電話番号

印

施設	名 称	
	種 類	
	所在地	
設置主体	氏名又は名称及び住所	
経営主体	氏名又は名称及び住所	
施設長名		
認可年月日		
事業開始年月日		
取扱定員		
建物面積		
構造		
敷地面積		
摘要		

様式第29号 (第12条関係)

保護施設変更認可申請書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号をもって認可を受けた保護施設について、次のとおり変更の認可を受けたいので、生活保護法第41条第5項の規定により申請します。

年 月 日

住 所
ふりがな
申請者 名 称
代表者職氏名
電話番号

印

事 項		変 更 前	変 更 後
施設	名 称		
	種 類		
	所在地		
設置主体	氏名又は名称及び住所		
経営主体	氏名又は名称及び住所		
施設長名			
認可(変更)年月日			
事業(変更)年月日			
取扱定員			

	その 他の 施設	定 員				取 扱 人 員		備						
						法該当者	その他の者							
		人												
備付帳簿	帳簿名	帳簿名	帳簿名	帳簿名	帳簿名	摘要								

様式第47号から様式第50号までを削る。

様式第51号中「第16条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第32号とする。

様式第52号中「様式第52号」を「様式第52号（第15条関係）」に改め、同様式を様式第33号とする。

様式第33号の次に次の2様式を加える。

様式第34号（第16条関係）

保護施設廃止（事業縮少・休止）報告（通知）書

職 氏 名 様

次のとおり保護施設を廃止（事業縮少・休止）したので、生活保護法施行規則第7条の規定により報告（通知）します。

年 月 日

住 所

ふりがな

報告（通知）者 名 称

代表者職氏名

印

電話番号

施設の名称	
施設の種類	
廃止（事業縮少・休止）年月日	
被保護者の措置状況	
建物その他の設備の規模及び構造	
施設廃止（事業縮少・休止）の理由	

様式第35号（第16条関係）

保護施設廃止（休止）認可申請書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号をもって認可を受けた保護施設について、次のとおり廃止（休止）の時期について認可を受けたいので、生活保護法第42条の規定により申請します。

年 月 日

住 所

ふりがな

申請者 名 称

代表者職氏名

印

電話番号

施設の名称	
施設の種類	
廃止（休止）年月日	
被保護者の措置状況	
建物その他の設備の規模及び構造	
施設廃止（休止）の理由	

様式第53号から様式第74号の2までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際に現に存在する書類で、改正前の生活保護法施行細則の定めるところにより作成されているものは、改正後の生活保護法施行細則（以下「改正後規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後規則に定める書類として使用することができる。

